

千葉市測量・建設コンサルタント等業務委託低入札価格取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市財政局資産経営部契約課が発注する建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「業務委託」という。）の入札の執行につき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けない場合において、令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者が当該入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）をし、落札者を決定する場合の調査制度を運用するため、必要な手続を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象となる業務委託は、千葉市財政局資産経営部契約課が発注する業務委託のうち、次の各号に掲げる業務委託とする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の対象となるもの
- (2) 総合評価落札方式の対象となるもの
- (3) 市長が調査の必要があると特に認めるもの

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を実施する基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、対象とする業務委託の予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「予定価格」という。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる業務ごとの各費用（以下「算定項目」という。）に、当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

また、算定項目に含まれる費目は、別表に定めるとおりとする。

(1) 測量業務

ア 直接測量費	10分の10
イ 測量調査費	10分の10
ウ 諸経費	10分の5.0

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

ア 直接人件費	10分の10
イ 特別経費	10分の10
ウ 技術料等経費	10分の6
エ 諸経費	10分の6

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

ア 直接原価	10分の10
イ その他原価	10分の9
ウ 一般管理費等	10分の5.0

(4) 地質調査業務

ア 直接調査費	10分の10
イ 間接調査費	10分の9
ウ 解析等調査業務費	10分の8
エ 諸経費	10分の5.0

2 前項の規定にかかわらず、契約事務担当職員（千葉市契約規則（昭和40年規則第3号）第3条第2項に規定する者をいう。）は、対象とする業務委託の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものについては、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5の割合の範囲内で調査基準価格を定めることができるものとする。

3 調査基準価格の公表に関する事項については、予定価格等の公表に関する事務取扱要領（平成15年4月1日施行）に定めるものとする。

（調査対象者）

第4条 低入札価格調査の対象者（以下「調査対象者」という。）は、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者で、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行ったもののうち、次の各号に該当していない全てのものとする。

(1) 入札参加資格の有無の確認の結果、入札参加資格がないと認めたもの。

(2) 総合評価落札方式による場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値が最も高い者に比して評価値が下回るもの。

（調査の実施）

第5条 開札の結果、入札が無効だったものを除き入札書に記載された金額が最も低かったもの（総合評価落札方式による場合は、最も評価値が高かったもの）が調査基準価格を下

回る価格で入札を行っていた場合、契約事務担当職員は落札者の決定を保留するものとする。

2 契約事務担当職員は、前項の保留をする場合においては、当該保留対象者に対して、落札者を決定するまでの間入札経過の情報提供を行うものとする。

3 契約事務担当職員は、第1項の保留をした後速やかに、「低入札価格調査報告書の提出について」（様式第1号）により、当該調査対象者に対し、別記1提出書類一覧に定められた全ての書類又は低入札価格調査報告書の提出に代わる届出書（別記様式第14号）（以下「調査報告書等」という。）を、別記2書類作成要領に従い作成し、提出するよう求めるものとする。

4 前項に定める調査報告書等の提出は、契約事務担当職員が当該報告書等を提出するよう求めた日を含め5日以内に行わなければならない。この場合において、この期間に千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉県条例第1号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しないものとする。

ただし、契約事務担当職員が別に定める場合は、この限りではない。

5 調査報告書等については、一度提出された後の書類の差し替え及び追加提出は認めないものとする。

6 調査対象者が提出期限までに調査報告書等を提出しない場合又は低入札価格調査報告書の提出に代わる届出書を提出した場合、契約事務担当職員は低入札価格調査を実施せず、当該調査対象者の入札を無効とするものとする。

なお、低入札価格調査報告書の提出に代わる届出書を提出した場合にあっては、提出日の午後5時をもって、入札を無効とするものとする。ただし、午後5時以降に到達した場合は、翌開庁日の午前9時に到達したものとみなす。

7 調査対象者の審査順位（以下「順位」という。）は、提出期限までに調査報告書等を提出しない調査対象者を除き、令第167条の10第1項の規定による調査を行う場合にあっては、入札価格がより低い者、令第167条の10の2第2項の規定による調査を行う場合にあっては、評価値がより高い者に上位の順位を付す。

なお、同価又は同評価値の者が2者以上あるときは、くじにより順位を決定する。

8 契約事務担当職員は、低入札価格審査依頼書（様式第2号）及び提出された調査報告書等により、低入札価格審査委員（以下「審査委員」という。）へ次に掲げる事項についての審査を依頼し、調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行が可能か否かについて意見を求めるものとする。この場合において、契約事務担当職員は、調査対象者

のうち順位が上位のものから依頼するものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
 - (2) 入札価格の内訳
 - (3) 当該契約の履行体制
 - (4) 手持の業務委託の状況
 - (5) 技術者の配置
 - (6) 手持機械等の状況
 - (7) 過去に履行した同種又は類似の業務名及び発注者
 - (8) 直前2か年の事業（営業）年度に係る決算書一式
 - (9) その他必要な事項
- (審査委員)

第6条 審査委員は、担当所管部長及び課長並びに積算の根拠となった積算基準を所管する担当課長とする。すなわち土木に関する業務委託については土木部技術管理課長、建築に関する業務委託にあつては建築部建築管理課長の職にあるものとし、いずれも業務委託担当所管部長を審査委員長とする。

ただし、これによらない基準を適用した業務委託にあつては、担当所管部長及び課長の職にあるものとし、業務委託担当所管部長を審査委員長とする。

(審査委員による審査)

第7条 審査委員は、第5条第8項の審査依頼を受けたときは、同項各号に定める事項について、速やかに必要な審査を行うものとする。

2 審査委員長は、審査依頼を受けた日の翌日から、原則として、10日（市の休日を除く。）以内に、契約の内容に適合した履行が可能か否かについて審査委員の意見を集約し、低入札価格審査報告書（様式第3号）により、契約事務担当職員に対して、審査結果を報告しなければならない。低入札価格審査報告書の提出が、審査依頼を受けたときから10日を超えるときは、低入札価格審査報告書にその理由を付記するものとする。

3 審査委員は、必要と認める場合は、調査報告書等の内容に即して調査対象者の意思の確認等の事情聴取を行うことができる。なお、事情聴取は、入札の責任者（支店長、営業所長等）から行うものとする。

4 審査委員長は、調査報告書等及び前項に定める事情聴取の内容により、調査対象者の調査報告書等が別記2書類作成要領に従い作成されていることを確認した上で、なお必要な書類を提出すべきことなどの指示を行ったときは、第5条第5項の規定にかかわらず、書類の追加提出を認めるものとする。この場合において、書類の追加提出に係る提出期限に

については、書類の作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。

- 5 審査委員長は、調査対象者の調査報告書等が別記2書類作成要領に従い作成されていないことが明らかになった場合、又は、前2項によっても調査報告書等に不備があるときは、当該対象者に対する審査を中止し、低入札価格審査報告書により、契約事務担当職員に対して、審査中止の報告をしなければならない。

(落札者の決定)

第8条 契約事務担当職員は、低入札価格審査報告書の内容を勘案した上で、落札者を決定するものとする。

- 2 調査対象者を落札者として決定する場合は、契約事務担当職員は、必要に応じて、当該調査対象者の本市発注の業務委託の成績状況並びに経営及び信用状況等についての調査を行うものとする。

- 3 契約事務担当職員は、次に掲げる調査対象者を落札者とししないものとする。

- (1) 審査委員長の意見が、契約の内容に適合した履行が不可能とした者又は審査中止とした者

- (2) 審査委員長の意見が、契約の内容に適合した履行が可能とした者のうち、契約事務担当職員が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるもの

- 4 契約事務担当職員は、前項の規定により調査対象者について落札者とししないことに決定した場合は、その旨を「低入札価格調査対象者について」(様式第4号)により審査委員へ通知するとともに、当該調査対象者の次順位の調査対象者がいる場合は、低入札価格審査依頼書により、その審査を求めるものとする。

- 5 契約事務担当職員は、全ての調査対象者を落札者とししないことに決定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行い、評価値が最も高い者について入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認められた場合は落札者として決定するものとする。

なお、令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査を行った場合にあつては、入札価格が最低の価格である者、令第167条の10の2第2項の規定による低入札価格調査を行った場合にあつては、評価値が最も高い者を落札者として決定するものとする。

ただし、第4条第2号における、評価値が最も高い者を落札者としなかった場合は、当該調査対象者及び評価値が最も高い者を除いたうえで、改めて第4条に定める調査対象者に対して第5条による調査を実施する。この場合、第4条第2号の「予定価格の制限の範囲内の価格で入札をし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者」は「予定価格の制限の範囲内の価格で入札をし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者の中で、落

札者としなかった者を除いた者」に読み替えてこれを適用する。

6 契約事務担当職員は、落札者を決定した場合は、遅滞なくその旨を入札参加者へ通知しなければならない。また、低入札価格調査の結果を「低入札価格調査の結果について」（様式第5号）により公表するものとする。

(契約の締結)

第9条 低入札価格調査の結果、調査対象者と契約を締結しようとする場合は、次に掲げる要件のもとに契約を締結するものとする。

(1) 前金払の割合を請負代金額の100分の15以内とする。

(2) 契約保証金の割合を、契約金額の10分の3以上とする。

(3) 委託請負者の責による契約解除に伴う違約金の割合を、契約金額の10分の3とする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する業務委託について適用し、同日前に公告する業務委託については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月18日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する業務委託について適用し、同日前に公告する又は指名通知書を交付する業務委託については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月22日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する業務委託について適用し、同日前に公告する又は指名通知書を交付する業務委託については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する業務委託について適用し、同日前に公告する又は指名通知書を交付する業務委託については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年4月15日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する業務委託について適用し、同日前に公告する又は指名通知書を交付する業務委託については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月15日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する業務委託について適用し、同日前に公告する又は指名通知書を交付する業務委託については、なお従前の例による。

別表

1 測量業務

算定項目	費目
直接測量費	直接測量費
測量調査費	測量調査費
諸経費	諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計）

2 建築関係建設コンサルタント業務

算定項目	費目
直接人件費	直接人件費
特別経費	特別経費、委託料加算額、加算業務
技術料等経費	技術経費
諸経費	諸経費

3 土木関係建設コンサルタント業務

算定項目	費目
直接原価	直接原価（直接人件費と直接経費の合計）
その他原価	その他原価
一般管理費等	一般管理費等

4 地質調査業務

算定項目	費目
直接調査費	直接調査費
間接調査費	間接調査費
解析等調査業務費	解析等調査業務費、コンサルティング業務費、地質分析業務費
諸経費	諸経費